

農薬専門調査会幹事会（第70回会合）議事概要メモ

日 時：平成23年2月1日（火） 13：30～17：00

場 所：食品安全委員会中会議室（公開）

出席者：納屋座長ほか専門委員11名（うち、添加物専門調査会専門委員3名）

傍聴者：役所3名、一般6名

議事概要

（1）農薬及び添加物（ピリメタニル）の食品健康影響評価について

審議の結果、ピリメタニルのADIを0.17 mg/kg 体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

<参考>

・ピリメタニル

防ばい剤で、日本国内での農薬登録はありません。高麗人参へのインポートトレランス（国外で使用される農薬等に係る残留基準）申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。併せて、防かび目的で収穫後の農作物への使用も見込まれることから、添加物としての指定要請がされています。

（2）農薬（クレソキシムメチル及びチフルザミド）の食品健康影響評価について調査審議する評価部会の指定について

① クレソキシムメチル

クレソキシムメチルについて検討の結果、評価第二部会において調査審議することとなった。

<参考>

・クレソキシムメチル

殺菌剤で、小麦、きゅうり、かんきつ類、りんご、なし等に使用します。ズッキーニ及びかえで（葉）への適用拡大申請及び魚介類への残留基準の設定要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

② チフルザミド

チフルザミドについて検討の結果、評価第一部会において調査審議することとなった。

<参考>

・チフルザミド

殺菌剤で、稲に使用します。魚介類への残留基準の設定要請がされています。

(3) 農薬（アバメクチン）の食品健康影響評価について

審議の結果、アバメクチンの ADI を 0.0006 mg/kg 体重/日とし、評価書（案）を一部修正することとなった。引き続き動物用医薬品専門調査会で審議の予定。

<参考>

・アバメクチン

殺虫剤であり、なす、すいか等への新規登録申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

(4) 農薬（ベンチアバリカルブイソプロピル、マンジプロパミド及びヨウ化メチル）の食品健康影響評価について

① ベンチアバリカルブイソプロピル

審議の結果、ベンチアバリカルブイソプロピルの ADI を 0.069 mg/kg 体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

<参考>

・ベンチアバリカルブイソプロピル

殺菌剤で、きゅうり、ぶどう等に使用し、すいか、かぼちゃ及びアスパラガスへの適用拡大申請がされています。

② マンジプロパミド

審議の結果、マンジプロパミドの ADI を 0.05 mg/kg 体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

<参考>

・マンジプロパミド

殺菌剤で、だいず、トマト等に使用します。はくさい、ピーマン等への適用拡大申請及びホップへのインポートトレランス(国外で使用される農薬等に係る残留基準)設定の要請がされています。

③ ヨウ化メチル

審議の結果、ヨウ化メチルの ADI を 0.005 mg/kg 体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

<参考>

・ヨウ化メチル

殺虫剤で、メロン、トマト、くりに使用し、しょうが等への適用拡大申請がされています。

(5) その他

1) 農薬専門調査会幹事会第66回会合で審議されたトリアゾホスの食品健康影

響評価について審議が行われ、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。（トリアゾホスの ADI は 0.00041 mg/kg 体重/日に変更なし。）

以 上